

葬祭業者各位

千葉市斎場長

千葉市斎場 式場使用(多数参列式)時の申請について

千葉市斎場 式場利用において式場設定人数より200%以上の参列者が予測される場合、全ての式場利用者が、円滑かつ安全にご利用頂く為、事前に内容確認や打合せを行わせて頂く事とします。その際に葬祭業者の当斎場対応方法も確認をさせていただきます。

内容や対応方法で、当式場が円滑かつ安全に運営できないと判断した場合、当式場の利用をお断りさせていただく場合がございます。予めご了承下さい。

また、葬儀案内看板(捨て看板)等の設置について、周辺住民からの苦情が大変多くあがっております。葬儀案内看板については「千葉市屋外広告物条例」第3条第2項(禁止物件)、同第6条第1項(許可)の適用除外ではありますが、同条例の目的を踏まえ、周辺住民に配慮し、設置は最小限度にとどめるようお願いいたします

○予約の確定までに通常の方法と異なります。

- ・内容詳細と対応方法を、この用紙の記入欄に記入頂き、FAXにて申告頂きます。
- ・申告内容を確認後、斎場担当者と打合せの為に、予約確定前に、ご来場いただく場合がございます。
- ・当式場及び利用者が円滑かつ安全に運営できないと判断した場合には、式の内容や対応方法の変更、もしくは、式場の使用をお断りさせて頂く場合がございます。
- ・偽った申告内容が発覚した場合には、今後の式場利用をお断りする場合がございます。

葬祭業者様へ：以下記入を頂き043-293-4003へ予約確定前までにFAX送信をお願い致します。

千葉市斎場式場施設利用において上記内容を理解し、責任をもって対応をお約束致します。

年 月 日

・葬祭業者名

・当日責任者名

①

②

・故人名	・年齢	・住所	
・参列者が多い理由。(著名人、仕事関係、地域等)			
・式場区分	50人・100人	・総来場者数 (通夜式)	人
		・総来場者数 (告別式)	人
・警備会社依頼	無・有	人	・送迎バス
			・臨時駐車場
			無・有
※駐車場は限りがございます。送迎バスや公共交通機関を利用したの来場案内をお願いします。			
誘導員総数	名	・責任者連絡先 (携帯電話)	()
・駐車場車両誘導(3名以上)	担当者		担当者
担当者	担当者		担当者
・エレベーター誘導		・回廊誘導	
担当者		担当者	

※記入頂いた情報は、千葉市に提供させて頂く場合がございますので予めご了承下さい。